二　在宅がん医療総合診療料の施設基準
(1)　在宅がん医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　緊急時の入院体制が整備されていること。
三　削除
四　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の施設基準等
(1)　在宅患者訪問看護・指導料の注1及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注1に規定する疾病等
イ　別表第七に掲げる疾病等
ロ　別表第八に掲げる状態等
(2)　在宅患者訪問看護・指導料の注2及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2に規定する施設基準
緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。
(3)　在宅患者訪問看護・指導料の注5（同一建物居住者訪問看護・指導料の注4の規定により準用する場合を含む。）に規定する長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者
イ　長時間の訪問を要する者
①　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態にあるもの
②　別表第八に掲げる者
③　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた者
ロ　厚生労働大臣が定める者
①　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態にあるもの
②　十五歳未満の小児であって、別表第八に掲げる者
(4)　在宅患者訪問看護・指導料の注11（同一建物居住者訪問看護・指導料の注4の規定により準用する場合を含む。）に規定する状態等にある患者
別表第八に掲げる者
(5)　在宅患者訪問看護・指導料の注11（同一建物居住者訪問看護・指導料の注4の規定により準用する場合を含む。）に規定する状態等にある患者のうち重症度等の高いもの
別表第八第一号に掲げる者
四の二　在宅患者訪問看護・指導料の注7（同一建物居住者訪問看護・指導料の注4の規定により準用する場合を含む。）に規定する複数名訪問看護・指導加算に係る厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める場合
(1)　厚生労働大臣が定める者
一人の保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）による訪問看護・指導が困難な者であって、次のいずれかに該当するもの
イ　別表第七に掲げる疾病等の患者
ロ　別表第八に掲げる者
ハ　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者
ニ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる患者
ホ　患者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護・指導が困難と認められる者（看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合に限る。）
ヘ　その他患者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合に限る。）
(2)　厚生労働大臣が定める場合
イ　別表第七に掲げる疾病等の患者に対して訪問看護・指導を行う場合
ロ　別表第八に掲げる者に対して訪問看護・指導を行う場合
ハ　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者に対して訪問看護・指導を行う場合
四の三　在宅患者訪問看護・指導料の注1、同一建物居住者訪問看護・指導料の注1及び訪問看護指示料の注2に規定する者
気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状態にある者
四の三の二　在宅患者訪問看護・指導料の注13（同一建物居住者訪問看護・指導料の注4の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める者
口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻若しくは腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者
四の三の三　在宅患者訪問看護・指導料の注14（同一建物居住者訪問看護・指導料の注4の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める地域
(1)　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域
(3)　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域
(4)　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域
(5)　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
(6)　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
四の四　介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者
(1)　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号及び第三号の規定による特例居宅介護サービス費の支給に係る同法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護（医師が置かれていない場合に限る。）又は同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
(2)　介護保険法第四十二条の三第一項第二号の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）を行う者
(3)　介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護又は同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護予防訪問入浴介護等」という。）に係る指定を受けている者に限る。）